

McAfee Enterprise プロフェッショナル サービス契約

このプロフェッショナル サービス契約 (「**本契約**」) は、McAfee Enterprise (「**サプライヤー**」) が**お客様**に提供する本サービスのプロビジョニングに適用されます。お客様が作業範囲記述書 (「**SOW**」) に同意した場合、または本サービスの注文書を発行した場合、お客様は本契約の条件に同意したことになります。お客様が本契約に同意しない場合、お客様は本サービスの提供を受けることができません。お客様が別の個人またはその他法人を代理して本契約に同意した場合、お客様は、かかる個人または法人を本契約に拘束させるすべての権限を自ら有していることを表明および保証したことになります。

本契約で使用される (英語の原文において) 大文字で始まる用語は、**添付書面 1** で割り当てられている意味を有します。

1. **本サービスの日程決定および実施:**

- 1.1. 本サービスは、**SOW**、サービス注文書、または両当事者が署名したその他の取引文書に明記するものとします。
 - 1.2. サプライヤーは本サービスの実施を再委託することができます。この場合、サプライヤーは、再委託先による実施を監督および指示する責任を引き続き全面的に負います。
 - 1.3. 両当事者は本サービスの開始日について合意するものとします。ただし、いかなる場合であっても、開始日はサービス注文日から 6 か月以内とするものとします。
 - 1.4. **SOW** またはサービス注文書で特定されている完了時刻は、各当事者のリソースの利用日程を設定するための予測に過ぎません。両当事者が書面で別段の合意をしていない限り、サプライヤーはサービス注文日から 1 年以内に本サービスを実施するものとします。お客様は、サプライヤーが、サプライヤーの責に帰すべき事由によらずにサービス注文日から 1 年以内に本サービスを完了しなかった場合に、サプライヤーの単独の裁量により、未実施の本サービスを取り消し、事前に支払われた未実施の本サービスの対価を保持できることを了承し、これに同意します。
 - 1.5. お客様は、少なくとも 5 営業日前までに書面で通知することで、追加料金を生じさせることなく、本サービスの開始日を 1 回だけ変更することができます。追加または代替の日程変更、一時停止または遅延をお客様が要求し、サプライヤーがこれに同意した場合、お客様は、日程変更されたまたは遅らせた本サービスにサプライヤーが対応するたびに、該当する料金の 25% に相当する追加料金を支払うものとします。
2. **アクセス:** 実施する本サービスにおいて該当する場合に、お客様は、十分かつ自由に、また安全かつ適時に、サプライヤーがお客様の設備、コンピューター システムおよびネットワークにアクセスし、サプライヤーが本サービスを実施することができるようにするものとします。

3. 解除:

3.1. **理由を伴う解除:** いずれの当事者も、相手方当事者に書面で通知することにより、本契約に定める事由または次の各号に定める事由を理由として、ただちに本契約を解除することができます。

- (a) 被解除当事者が本契約に違反した場合であって、当該違反が明記されており、その是正を要求する書面による通知を解除当事者から受領してから 30 日以内に是正可能な違反を是正しなかった場合。ただし、未払いについてはこれに限らず、是正期間は 10 日とします。
- (b) 是正不可能な違反である場合。
- (c) 適用法が認めている範囲である場合において:
 - i. 被解除当事者またはその財産が支払不能または財産保全管理の対象となった場合。
 - ii. 被解除当事者が支払不能になったか、期限内に債務を弁済できなかった場合。
 - iii. 被解除当事者が債権者のために譲渡を行った場合。
 - iv. 被解除当事者が破産、支払不能または債務者の救済に関する法律に基づくその他の手続きの対象になった場合。

3.2. **履行の一時停止:** サプライヤーの合理的な判断においてお客様が本契約を遵守しなかった場合に、サプライヤーは本契約の履行をただちに一時停止することができます。

3.3. **解除の効果:** サプライヤーの責に帰すべき事由による解除を除き、本契約が終了する前にお客様が発行し、サプライヤーが承諾した本サービスのすべての注文書は引き続き有効であり、本サービスが実施されたか否かにかかわらず、関連する SOW または注文書に従って当該本サービスの対価を支払うものとします。

4. **保険:** 各当事者は、善良な企業が同様の状況において加入するものと少なくとも同等の補償範囲の保険、または法律が義務付けている保険を維持しなければならず、要求に応じて、かかる補償範囲の詳細を提示するものとします。

5. 支払い:

5.1. **お客様が認定パートナーを通じて本サービスを購入している場合、**支払義務および納税義務は当該認定パートナーおよびお客様間のみのものであり、サプライヤーおよびお客様間のように下記の第 6.1 条および第 6.2 条(「税金等」)の条件は適用されないものとします。

5.2. **お客様がサプライヤーから直接本サービスを購入している場合、**お客様は、相殺、反対請求、支払保留および控除を行う権利が伴うことなく、請求日から 30 日以内にすべての料金をサプライヤーに支払うものとします。サプライヤーは未払い

額に課す支払遅延利息を変更する権利を留保します。なお、支払遅延利息は、支払期日からサプライヤーが支払いを受けた日までの期間について複利として発生し、(a) 月利 1.5% または (b) 関連する法律が認めている最高利率のいずれか低い利率で計算されます。

6. 税金等:

6.1 取引税:

- (a) お客様がサプライヤーから直接本サービスを購入した場合、お客様は、売上税、使用税、消費税、関税、ならびに行政機関が課すその他の取引税(名称は問いません)(および関連する利息または罰金)を含め、本契約に基づきお客様が支払うべき金額に課されるすべての取引税(「取引税」)を支払うものとします。
- (b) サプライヤーは、適用法に基づき自らがお客様から徴収する必要がある取引税を請求書に別途記載するものとします。お客様は、支払期日の少なくとも 15 営業日前までに、取引税の免税証明書をサプライヤーに提供するものとします。
- (c) サプライヤーがお客様から納付義務がある取引税を徴収しなかったが、その後かかる取引税を税務当局に納付する義務がサプライヤーに生じた場合、お客様はかかる取引税(適時に徴収および納付しなかったことがサプライヤーの責に帰すべき事由によるものではない場合には、発生した罰金または利息を含みます)をサプライヤーにすみやかに払い戻すものとします。

6.2 源泉徴収税:

- (a) お客様は、いかなる担保も設定することなく、また、現在および将来において税務当局が課すいかなる税金も控除することなく、支払期日を迎えた金額をすべて支払うものとします。
- (b) お客様が本契約に基づいてサプライヤーに支払うべき金額から所得税を控除または源泉徴収することを適用法が義務付けている場合(「源泉徴収税」)、お客様は適切な税務当局に源泉徴収税を納付し、その旨を示す証拠をサプライヤーに提供し、正味残額をサプライヤーに支払うものとします。
- (c) お客様は、本契約における支払期日の少なくとも 15 営業日前までに、源泉徴収する意思(源泉徴収税の金額および法的根拠の詳細を含みます)をサプライヤーに書面で通知し、サプライヤーが源泉徴収税を減額することに協力するものとします。
- (d) より低い源泉徴収税率について関連する税務当局が発行した有効かつ公式な文書をサプライヤーがお客様に提供した場合に、お客様はかかる低い税率を適用するものとします。

6.3 **法人税:** 各当事者は自己の法人税または粗利益もしくは総受領額に基づく税金を納付する責任を負います。

7. **機密保持:**

7.1 各当事者は、本契約に関連して自らが相手方当事者の機密情報へのアクセスする可能性があること、また、各当事者の機密情報が開示当事者にとって非常に価値の高い情報であり、本契約に違反して当該情報を第三者に不正に開示した場合、または不正に利用した場合に損害が生じる可能性があることを了承します。

7.2 本契約における機密情報の受領当事者は、次の各号に定める義務を負います。

(a) 開示当事者の機密情報を機密として取り扱い、少なくとも自己の機密情報を保護するときと同じ範囲で、ただし合理的に考えて当該機密情報を保護するときと同じ範囲で、当該機密情報を保護する義務。

(b) 自己の義務を履行する場合もしくは自己の権利を行使する場合、または本契約において別段認められている場合を除き、自己または第三者のために、いかなる方法でも開示当事者の機密情報を利用しない義務。

(c) 本契約における自己の義務を履行する場合もしくは本契約における自己の権利を行使する場合、または本契約において別段認められている場合を除き、開示当事者の機密情報を開示しない義務。ただし、次の各号に定める場合には、開示当事者の機密情報を開示することができます。

(i) 知る必要がある受領当事者の従業員、請負業者、または代理店に開示する場合。

(ii) 受領当事者の従業員、請負業者、または代理店が機密情報を受領するにあたり、本項に定めるものと少なくとも同等の厳格な機密保持義務を負う場合。

7.3 上記の制限にかかわらず、受領当事者が、裁判所、仲裁裁判所、行政機関または立法機関の召喚または要求に応じるなど、開示当事者の機密情報を開示することが法律で義務付けられている場合、受領当事者は、次の各号に定める義務を負います。

(a) 合理的に可能で許可されている場合に、義務付けられている開示をただちに開示当事者に書面で通知し、開示制限命令を請求する機会またはその他の方法で開示を防ぐ機会を開示当事者に与える義務。

(b) 法的義務の履行に最低限必要な機密情報のみを開示する義務。

(c) 開示する機密情報の機密性を維持するために、開示を要求する機関に適切な措置を主張し、これを講じる義務。

- 7.4 サプライヤーの機密情報が本契約に違反して利用または開示された場合、お客様はただちにサプライヤーに通知するものとします。誰かが本条の条件に違反した場合、またはその恐れがある場合、金銭による損害賠償が十分な救済措置にならない可能性があるため、いずれの当事者も、自らが有している可能性がある他の権利および救済措置に加えて、特定履行または差し止め手続きによって自己の権利を行使する権利をただちに有します。
- 7.5 開示当事者が要求した時および本契約が終了した時に、(その時点において両当事者が別段の合意をしていない限り) 各当事者は相手方当事者の機密情報を (開示当事者の選択に基づき) 返却、または永久的に破棄もしくは削除するものとします。
- 7.6 受領当事者は、本契約が終了しても、本条に従って開示当事者の機密情報を 5 年間機密として取り扱うものとします。
- 7.7 **フィードバック:** お客様は、サプライヤーが、お客様への通知および対価の支払いを行うことなく、かつ、お客様から同意を得ることなく、本サービス、ならびにサプライヤーおよびその関連会社の他の製品およびサービスに関してお客様が提供した提案およびフィードバックを活用する無制限の権利を有していること、また、当該提案およびフィードバックが、お客様ではなく、サプライヤーの機密情報であることに同意します。
8. **知的財産権:**
- 8.1. 両当事者間において、(a) お客様は、適用される SOW に基づいてお客様がサプライヤーに提供した専有情報、資料、その他の品目 (「お客様の知財」) におけるすべての権利、権原および権益、ならびにお客様の知財におけるすべての知的財産権を有しており、(b) サプライヤーは、すべてのサプライヤー資材および成果物におけるすべての権利、権原および権益 (サプライヤー資材および成果物におけるすべての知的財産権を含みます) を有しています。本サービスを「職務著作物」として解釈しないものとします。お客様は、本契約においてお客様に付与されている制限付きの使用権を除き、本サービス、サプライヤー資材、および成果物における権利、権原および権益、ならびに関連する知的財産権を行使することができません。
- 8.2 料金の支払いを含め、本契約に従うことを条件として:
- (a) サプライヤーは、お客様の社内業務のために成果物および (成果物の一部としてサプライヤーが提供した場合に限り) サプライヤー資材を利用および複製するための、対価全額支払い済み、制限付き、非独占的、譲渡不可能、移転不可能、サブライセンス不可能、および永続的なライセンスをお客様に付与します。

(b) お客様は、本契約に基づき本サービスを実施し、成果物を提供するために、お客様の知財を利用、複製およびサプライヤーの担当者に配布するための、対価全額支払い済み、非独占的、譲渡不可能、移転不可能、サブライセンス不可能なライセンスを、適用される SOW の有効期間中にサプライヤーに付与します。

9. 保証、除外、免責事項:

9.1 **保証:** サプライヤーは、関連する業界基準に合致する専門的な手法で本サービスを実施することを保証します(「サービス保証」)。

9.2 **唯一の救済:** 不適合の本サービスを提供してから 30 日以内に、お客様がサービス保証の違反を十分な程度で詳細に書面でサプライヤーに通知することを条件として、サプライヤーは、自らの選択により、(a) お客様に追加費用を請求することなく、本サービスを再実施し、または (b) 不適合の本サービスに関連する料金をサプライヤーに支払った事業体にクレジットを付与するものとします。本条は、本サービスに関連する保証違反に関する、お客様の唯一かつ排他的な救済およびサプライヤーの唯一かつ排他的な責任を定めています。サービス保証はお客様のみを対象とするものであり、いかなる第三者にも譲渡、移転および委譲することができません。

9.3 **保証の否認:** サービス保証を除き、本サービスは法律で認められている範囲において「現状有姿」で提供されます。McAfee は、明示的もしくは黙示的な、または法律上のその他すべての保証を否認し、本サービスに関して明示または黙示のその他の保証(種類は問いません)をしません。また、品質、表明事項または記載事項への適合性、性能、商品性、特定の目的への適合性、権利の非侵害を含みますが、これらに限定されないその他のすべての義務および責任、ならびに McAfee があらゆる脆弱性を発見することを McAfee は否認します。

10. 賠償責任の制限:

10.1 **直接損害の賠償制限:** 各当事者が本契約に基づく請求または本契約の主題に関する請求について相手方当事者に対して負うすべての賠償責任は、当該請求の原因である本サービスの対価として McAfee に支払われた額または支払うべき額を上限とする直接損害の賠償に限るものとします。この賠償責任の制限は、当該請求が契約、不法行為(過失を含みます)、衡平法、制定法またはその他のいずれにより生じたかにかかわらず適用されます。

10.2 **賠償責任の否認:** 適用法が認めている最大限の範囲において、いずれの当事者も、本契約に関連する派生的損害に対する責任を追わないものとします。なお、当該損害が予見可能であった場合や当該損害が発生する可能性を当事者が知らされていた場合も同様とします。この賠償責任の制限は、当該請求が契約、不法行為(過失を含みます)、衡平法、制定法またはその他のいずれにより生じたかにかかわらず適用されます。

10.3 **賠償責任の制限の除外:** 本第 10 条の賠償責任の制限は、(A) サプライヤーの知的財産権に対するお客様による侵害、およびサプライヤーが SOW において明示的に許可していない方法でのお客様による成果物の利用、(B) 第 11 条におけるいずれかの当事者の補償義務、(C) 第 7 条に定める機密保持義務へのいずれかの当事者による違反、SOW に基づくお客様の支払義務への違反、(D) いずれかの当事者の過失により生じた死亡または人身傷害に対する当該当事者の賠償責任、および (E) 適用法に基づいて制限または除外することができない賠償責任には適用しないものとします。

11. 補償:

11.1. **お客様の補償義務:** 法律で禁止されていない限り、お客様は、次の各号に定める事由のいずれかに起因または関連してサプライヤーおよびその関連会社、ならびにこれらの役員、取締役、従業員、請負業者、および代理店 (それぞれ「**サプライヤー側の被補償当事者**」) に生じたあらゆる請求、賠償責任および費用 (裁判所費用および合理的な弁護士報酬を含みます) について、サプライヤー側の被補償当事者を無条件に補償および防御するものとします。

(a) 次の各号に定める事由のいずれかに起因して生じた第三者による請求:

- (i) 本契約に基づいてお客様が提供するデータ、ソフトウェア、資材、システム、ネットワーク、その他の技術をサプライヤーが利用するために必要な同意、承認またはライセンスをお客様が取得しなかったこと。
- (ii) 本契約で明示的に許可されていない方法でお客様が本サービスを利用したこと。
- (iii) お客様自身またはお客様の代わりに第三者が提供した技術、設計、指示または要件をサプライヤーが遵守したこと。
- (iv) お客様の担当者が主張するあらゆる請求、費用、損害および賠償責任。
- (v) お客様が適用法令に違反したこと。

(b) お客様による本サービスの利用に関する召喚状、裁判所の命令、またはその他正式な行政機関からの問い合わせにサプライヤーが応じるために必要な合理的な費用および弁護士報酬。

11.2. サプライヤーの知的財産に関する補償:

- (a) サプライヤーは、訴訟または法的措置においてお客様に対して第三者が申し立てた請求について、当該請求が特許権の直接侵害もしくは著作権の直接侵害、またはサプライヤーの営業秘密の不正流用に対するものであり、当該請求が他のものと組み合わせしていない本サービスまたは成果物のみに対するものであるか、複数の本サービスまたは成果物を組み合わせただのもののみに対するものである場合には、お客様を補償し、サプライヤーの選択により、お客様を防御するものとします。

- (b) **除外:** 矛盾する規定が本契約にあったとしても、サプライヤーは、次の各号に定める事由の全部または一部に対して申し立てられた請求または当該事由に起因する請求について、お客様を補償および防御しないものとします。
- (i) お客様自身またはお客様の代わりに第三者が提供した技術、設計、指示または要件。
 - (ii) サプライヤー以外の者が行った本サービスまたは成果物の変更またはプログラミング。
 - (iii) 規格の全部または一部を実装していると主張されている本サービスまたは成果物。
- (c) **救済措置:** サプライヤーは、自らが費用を負担して、自己の単独の裁量により、請求の対象である本サービスまたは成果物に関して、次の各号に定める行為のいずれかを行うことができます。
- (i) 影響を受けた本サービスまたは成果物を引き続き利用するための権利を取得してお客様に付与すること。
 - (ii) 影響を受けた本サービスまたは成果物を、権利を侵害していない本サービスまたは成果物と交換すること。
 - (iii) 権利を侵害しないように、影響を受けた本サービスまたは成果物を修正すること。
 - (iv) 本サービスの提供を終了し、事前に料金が支払われている場合には、影響を受けた本サービスの提供日から3年間を耐用年数として定額法で減価償却した上で、かかる影響を受けた本サービスについてお客様が支払った料金の残額を返金すること。

11.3. **補償手順:** 補償を受ける当事者(「**被補償者**」)は次のとおりとします。

- (a) 請求があった旨を補償する当事者(「**補償者**」)にすみやかに書面で通知するものとします。ただし、被補償者が適時に通知しなかったことにより補償者に悪影響が及んだ場合、補償者に悪影響が及んだ範囲において、本条における補償者の義務を免除するものとします。また、適時に通知しなかった場合、通知前に生じた弁護士報酬を被補償者に払い戻す補償者の義務を免除するものとします。
- (b) 請求の防御または解決に関連して合理的に協力するものとします。
- (c) 請求の防御および解決に対する単独の管理権を補償者に付与するものとします。ただし、請求の解決には、被補償者の特定履行義務および被補償者による賠償責任の承認は含まれないものとします。

11.4. **一身専属的な補償および排他的な補償:** 前述の補償は両当事者のみを対象としたものであり、他者に移転することができません。本条は、両当事者の完全な補償義務および知的財産権の侵害に伴う請求におけるお客様の排他的な救済措置を定めています。

12. プライバシーおよびデータの利用:

12.1. 各当事者は、個人データの収集、利用および開示を規律する適用法を遵守し、個人データの取り扱いに関して必要な同意を得なければなりません。

12.2. 両当事者間で具体的な契約を締結していない限り、両当事者は、SOW に署名したとき、または注文書を発行したときに、サプライヤーのデータ処理契約(「DPA」)を締結したとみなされます。DPA の条件と本契約の条件との間に矛盾が生じた場合、DPA の条件が優先するものとします。

12.3. お客様は、製品およびサービスの改善、マルウェア、脅威および脆弱性に対する理解の向上、ならびに全体的なセキュリティの改善のために脅威データおよび非識別化した資料を利用、複製および開示するための非独占的かつ永続的な権利およびライセンスをサプライヤーに付与します。対象となる行為には、統計情報および性能情報の編集、ならびにかかる情報の公開が含まれますが、これらに限定されません。なお、サプライヤーは脅威データ、ならびに集計データおよび匿名データにおけるすべての権利を保持します。

12.4. 製品、本サービス、ソフトウェア、ハードウェア、アプライアンスまたはサポートにおいて、お客様データを収集するためのアプリケーションおよびツールを利用することがあります。このようなお客様データの収集は、関連する本サービスをお客様に提供するために必要な場合があります。また、お客様は、お客様データのさらなる収集を停止するために、本サービスのアンインストール、無効化または利用中止をしなければならない場合があります。

12.5. お客様は、本サービスおよび成果物を利用する際に、個人データの処理に関するプライバシー規則における自己の義務およびお客様がサプライヤーに発した処理に関する指示を遵守するものとします。お客様は、サプライヤーが本契約に基づき個人データを処理するために必要なすべての権利、許可および承認をお客様が得ていることを表明します。また、お客様は、本契約が個人データの処理に関連する完全かつ終局的なサプライヤーへの指示であることに同意します。

13. 法律の遵守:

13.1. 各当事者は、本契約における自己の権利および義務に関して適用される国、州および地域の法令(プライバシーおよび輸出管理に関する適用法令、米国海外腐敗行為防止法、および腐敗行為防止に関するその他の適用法を含みます)を遵守するものとします。

13.2. お客様は、米国商務省産業安全保障局または輸出もしくは送信に対する管轄権を有している可能性がある行政機関の承認を得ずに(必要な場合)、規制、制定法、または他の法律により輸出、送信またはアクセスが制限されている国に対し、本

サービスおよび技術データ (またはその一部)、ならびに本サービスを組み込んだシステムおよびサービスを直接または間接的に輸出したり、送信したり、かかる国においてこれらへのアクセスを許可したり、これらを利用したりしてはならないものとします。お客様は、規制または具体的な免許により米国政府が承認していない限り、核兵器、化学兵器もしくは生物兵器、またはミサイル技術に関連する最終用途のために、本サービスを利用したり、移転したり、本サービスにアクセスしたりしてはならないものとします。

- 13.3. お客様は、暗号化を含む特定の本サービスにおいて、輸出前に米国および他の管轄当局 (欧州連合を含みます) から承認を得ることが必要となる場合があるということをご承知し、これに同意します。また、お客様は、暗号化を含む特定の本サービスが他の国における輸入規制または利用規制の対象になる場合もあることをご承知し、これに同意します。本サービスの輸出入に関する追加情報は、サプライヤーの「輸出コンプライアンス」 Web ページ (www.mcafee.com/us/about/export-compliance.aspx) に掲載されており、随時更新されます。
- 13.4. お客様が適用法に基づく制裁措置または制限の対象者である、またはかかる対象者になると判断されたという旨の通知をサプライヤーが受領した場合、サプライヤーによる本契約における自己の義務の履行にかかる制裁措置または制限に違反に該当することになるのであれば、サプライヤーはかかる履行義務を負わないものとします。
14. **研修サービス:** サプライヤーの研修サービスに関する追加の条件は、本契約の添付書面 2 に定めるとおりとします。
15. **一般条項**
- 15.1. **関係:** 両当事者は本契約における独立した契約当事者であり、パートナーシップ、フランチャイズ、合弁事業、代理店、労使関係、信託関係およびその他の特別な関係を明示的に否認します。いずれの当事者も、両当事者および列記されている関連会社以外の個人または法人に、またはこれらの代わりに、本契約によって利益をもたらしたり、何らかの権利および訴因を生じさせたりすることを意図していません。また、本契約は第三者受益者 (種類は問いません) を生むことを意図していません。お客様は、いかなる方法においても、サプライヤーを拘束する権利を有していることを第三者に表明してはなりません。また、お客様はサプライヤーの代わりにいかなる表明および保証も行わないものとします。
- 15.2. **分離可能性:** 本契約のいずれかの規定が適用法に基づいて無効または執行不可能であると裁判所が判断した場合、当該裁判所は、その規定を有効かつ執行可能なものとするために必要な最低限の範囲で修正するものとします。また、有効かつ執行可能なものにすることができない場合に、当該裁判所は本契約からその規定を分離および削除するものとします。かかる変更は、変更された本契約の規定の有効性および本契約の他の規定の有効性のいずれにも影響を及ぼさず、これらの規定は引き続き完全な効力を有するものとします。

- 15.3. **権利不放棄:** 当事者が本契約の規定を執行しなかった、または当該執行を遅延したとしても、本契約のかかる規定またはその他の規定を執行する権利をいずれかの時点で放棄したとはみなさないものとします。本契約のいずれかの規定を放棄する場合には、放棄する規定を明記し、放棄に同意する当事者が署名した書面により行わなければなりません。
- 15.4. **不可抗力、その他の正当な不履行および履行遅滞**
- (a) いずれの当事者も、不可抗力事由が原因である範囲において、本契約に基づく自己の義務の履行遅滞および不履行に対する責任を負いません。
 - (b) サプライヤーによる義務の不履行および履行遅滞は、次の各号に定める事由のいずれかが原因である範囲において、許容されます。
 - (i) お客様、またはお客様の従業員、代理人、ユーザー、関連会社もしくは請負業者の作為または不作為。
 - (ii) 前号の一般性にかかわらず、サプライヤーのタスク、義務または責務の前提条件または要件になっている、本契約における特定のタスク、義務または責務のお客様による不履行または履行遅滞。
 - (iii) お客様側の担当が発した指示、承認、承諾、または他の情報への依拠。
 - (iv) (サプライヤーが指示したものではない) 第三者の作為または不作為。
- 15.5. **準拠法:** 本契約またはその主題に起因または関連して生じたすべての紛争の準拠法は、本契約の添付書面 1 の表 1 に明記されている対象領域の実体法とするものとします。国際物品売買契約に関する国際連合条約 (The United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) および統一コンピューター情報取引法 (Uniform Computer Information Transactions Act) は本契約には適用しません。
- 15.6. **裁判管轄:** 本契約またはその主題に起因または関連して生じたすべての紛争に対する専属的管轄権は、添付書面 1 に明記されている該当する対象領域の裁判所がそれぞれ有するものとします。
- 15.7. **完全合意、優先順位および変更:**
- (a) 本契約は、その主題に関連したサプライヤーとお客様との間における完全な了解事項を構成するものであり、当該主題に関連した口頭または書面による両当事者間のすべての提案および連絡に優先します。本契約の条件は、お客様が発行した注文書またはその他の証書との不一致やサプライヤーが明示的に拒否したか否かを問わず、優先するものとします。お客様の注文書に事前に印字されたすべての条件を明示的に拒否し、当該条件は適用しないものとします。

- (b) 本契約を構成する書面に記載された条件間で矛盾または不一致があった場合には、従属書面において明示的に別段の合意をしていない限り、かかる矛盾または不一致の範囲において、本契約が SOW または注文書の条件に優先するものとします。
- 15.8. **通知:** 本契約に基づいて、または本契約に関連して送付される通知は、通知する当事者またはその代理人が署名した書面によるものでなければなりません。また、かかる書面を「Attention Legal Department」(法務部宛て) とした上で、関連するサプライヤーの事業体の対応する住所宛てに送付しなければならず、お客様に対する通知については、本サービスを購入した時または本サービスに登録した時にお客様が提供した連絡先宛てに送付しなければなりません。通知は、受領証を添えた手渡しの場合には受領した時に、または料金前払いの全国的に認知されている追跡可能な航空翌日配達便で送付した場合には送付日の翌営業日に、または郵便料金前払いで受領証の返却を要する書留航空便または配達証明航空便で前述の住所宛てに送付した場合には送付日から 5 営業日後に到達したとみなすものとします。
- 15.9. **譲渡:** サプライヤーは、第三者の利益のためではなく、お客様の社内業務のために、本サービスをお客様に提供します。お客様は、事前にサプライヤーから書面による同意を得ずに、本契約における自己の権利をサブライセンス、譲渡および移転することができません。お客様が本契約における自己の権利または義務のサブライセンス、譲渡または移転を試みた場合、直接的なものであるか合併または買収による間接的なものであるかを問わず、かかる試みは無効であるものとします。
- 15.10. **存続条項:** 第 3.3 条(「解除の効果」)、第 5 条(「支払い」)、第 6 条(「税金等」)、第 7 条(機密保持)、第 8 条(「知的財産権」)、第 9 条(「保証、除外、免責事項」)、第 10 条(「賠償責任の制限」)、第 11 条(「補償」)、および第 15 条(「一般条項」) は、本契約および SOW の解釈または執行に必要なその他の条件とともに、本契約/SOW の終了後も存続するものとします。

- 本ページの後に添付書面 1 が続きます -

添付書面 1 - 定義

本契約で使用されている (英語の原文において) 大文字で始まる用語の意味は次のとおりです。

関連会社とは、お客様に関しては、お客様もしくはお客様の他の関連会社 (数は問いません) (またはこれらを組み合わせたもの) を直接または間接的に支配している事業体、これらによって直接または間接的に支配されている事業体、または直接または間接的にこれらとともに共通の支配下にある事業体のことをいいます。

この定義において、ある事業体が次の各号のいずれかに該当する場合、当該事業体が別の事業体を支配していることとなります。

- (a) 別の事業体の議決権付株式の 50% 超の受益所有者または登録株主である。
- (b) 別の事業体の取締役の過半数を選出することができる。
- (c) 契約に基づいて、または経営権を有する一般パートナーとして、当該事業体を日常的に経営している。

関連会社とは、サプライヤーに関しては、サプライヤーの直接子会社または間接子会社のことをいいます。

本契約とは、適用される SOW または注文書とともに、上記の条件のことをいいます。

本契約発効日とは、SOW に最後に署名した日、またはサプライヤーが注文書を承諾した日のことをいいます。

認定パートナーとは、サプライヤーが本サービスを販売する権限を書面により付与したサプライヤーの販売店、再販業者またはその他のビジネス パートナーのことをいいます。

営業日とは、土曜日、日曜日、ならびに本サービスが実施される場所における法定休日および祝日以外の日のことをいいます。

お客様とは、サプライヤーによる本サービスの提供先である事業体のことをいいます。疑義を避けるために付言すると、「お客様」とは個人の一般消費者のことではありません。

お客様データとは、お客様の個人データ、機密データ、またはお客様、その従業員および本サービスの他のユーザーに関するその他の情報 (氏名または名称、住所、メールアドレスおよび詳細な支払情報を含みます)、これらの者のコンピューター、当該コンピューターに保存されているファイル、当該コンピューターと他のコンピューターとのやり取り (ネットワーク、使用ライセンス、ハードウェアの種類、モデル、ハードディスクの容量、CPU の種類、ディスクの種類、RAM の容量、32 ビットまたは 64 ビットのアーキテクチャー、オペレーティング システムの種類、バージョン、ロケール、BIOS のバージョン、BIOS のモデル、配備されているスキャナーの総数、データベースの容量、システムの遠隔情報収集、デバイスの ID、IP アドレス、場所、コンテンツ、

インストール済みのサプライヤーの製品、サプライヤーのコンポーネント、プロセス情報、サービス情報、サプライヤーのコンポーネントの更新頻度および更新詳細、インストール済みのサードパーティ製品に関する情報、サプライヤーが作成したログから抽出した情報、サプライヤーの製品および特定の機能の利用パターンなどを含みます) のことをいいます。

機密情報とは、次の各号のいずれかに該当する営業秘密、ならびに技術、財務、または業務に関する情報、データ、アイデア、コンセプト、およびノウハウを含む当事者(「**開示当事者**」)の情報を指します(当該情報の開示形式、保存媒体、および提示媒体は問いません)。

- (a) 開示する時に開示当事者が「機密」またはこれに類似する言葉により機密であることを指定した情報、および口頭または視覚的手段により開示した場合には、開示後 15 日以内に開示当事者が機密であることを書面で確認した情報。
- (b) 受領者(「**受領当事者**」)が開示時の状況に基づいて機密であると合理的にみなすべきである情報。

ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に含まれません。

- (a) 開示当事者とは無関係に、受領当事者が適法に取得したこと、または事前に知っていたことを書面による記録が示している情報。
- (b) 不注意や誤りによらず、利用上および開示上の制限なく第三者から受領した情報。
- (c) 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに、本契約の条件およびその他の機密保持義務に違反することなく、公知であるまたは公知になった情報。
- (d) 開示当事者に対して負っている機密保持義務を含め、本契約に違反することなく、受領当事者が独自に作成した情報。

前述の情報に加えて、本サービスおよびこれに関連する料金はサプライヤーの機密情報であるとみなします。

派生的損害とは、あらゆる種類の間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰的損害、派生的損害または契約に基づかない損害を指します。これには、第三者による請求、逸失利益、営業権の喪失、給与の喪失、コンピューターまたはシステムの故障または不具合、代替となるクラウドサービスの取得費用、業務の停止、アクセス拒否またはダウンタイム、システムまたはサービスの中断または停止、またはデータ、情報もしくはシステムの喪失、破損、もしくは盗難、およびデータ、情報またはシステムの喪失、破損または盗難時のこれらの復元費用が含まれます。

データ処理契約または **DPA** とは、 <https://www.mcafee.com/enterprise/en-us/about/legal.html> に掲載されている、お客様と締結する McAfee Enterprise データ処理契約のことをいいます。

成果物とは、SOW もしくは注文書またはその両方に定めるとおりにサプライヤーがお客様に納品するレポート、分析結果、その他の有形または無形の資料または作業成果物のことをいいます。

二次的著作物とは、既存の作品 (数は問いません) に基づく作品 (改訂、翻訳、戯曲化、映画化、要約、簡約、改良もしくは変更したもの、またはその他の形態で既存の作品を再編成、変換、もしくは翻案したもの) で、既存の作品の著作権者から許諾を得ずに作成した場合に著作権侵害となる作品のことをいいます。

不可抗力事由とは、ストライキ、閉鎖、またはその他の産業紛争 (自社の従業員または第三者の従業員が関与しているか否かは問いません)、天災、戦争、暴動、禁輸措置、民間当局や軍事当局の行為、テロ行為、妨害破壊行為、感染症の流行またはまん延、サプライヤーのベンダーによる供給不足または納入遅延、火災、洪水、地震、事故、放射能、輸送機関の確保不能、通信傷害またはエネルギー源に関する障害、悪意のある損傷、工場または機械の停止、サプライヤーまたは再委託先の不履行などを含め、その性質上、予見できなかったか、予見できていたとしても回避できなかった、当事者の合理的な管理が及ばない事由のことをいいます。

知的財産権とは、制定法、慣習法、または衡平法上存在するか、現存するか、将来創設されるかにかかわらず、次の各号に定めるものを含む世界中のすべての知的財産権またはその他の財産権のことをいいます。

- (a) 著作権、商標権および特許権、ならびに営業秘密に関する権利、人格権、パブリシティ権および著作者の権利。
- (b) (a) 号で言及されている権利のいずれかの出願または出願権。
- (c) (a) 号および (b) 号で言及されている権利または出願のすべての更新、延長、継続、分割、回復、または再発行。

マルウェアとは、サプライヤーが有害であるとみなすアプリケーション、実行可能なコードまたは悪意のあるコンテンツのことをいいます。

サービス注文書または注文書とは、お客様がサプライヤーまたは認定パートナーのいずれか該当する方に発行する本サービスのための注文書のことをいいます。

サービス注文日とは、本サービスの注文をサプライヤーが承諾した日のことをいいます。

サプライヤーとは、サービス注文書上で特定されている、または本サービス用の SOW に同意した、以下の表 1 に列記されているサプライヤーの法人のいずれかのことをいいます。

表 1

対象領域 (以下の地域/国における本サービスについて):	サプライヤーの事業体	業務上の住所 (通知用)	準拠法および裁判地
米国、メキシコ、中米、南米、カリブ諸国	Musarubra US, LLC	6220 America Center Drive, San Jose, CA. 95002 USA	カリフォルニア州法/ サンタクララ郡の州裁判所またはカリフォルニア州北部地区の連邦裁判所
欧州、中東、アフリカ (EMEA) のすべての国	Musarubra Ireland Limited	Building 2000, City Gate, Mahon, Cork, Ireland	アイルランド共和国法/ アイルランド共和国の裁判所
日本	Musarubra Japan 株式会社	〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティウエスト棟	日本法/ 東京地方裁判所
アジア太平洋地域 (日本、中国、オーストラリアは除きます)	Musarubra Singapore Pte Ltd	238 Thomson Road, #12-01/05 Novena Square, Tower A, Singapore, 307684	シンガポール共和国法/ シンガポール共和国の裁判所
中国	McAfee (Beijing) Security Software Co., Ltd	Room 616, No 6 North Worers' Stadium Road, Chaoyang District, Beijing, China	シンガポール共和国法/ シンガポール共和国の裁判所
オーストラリア	Musarubra Australia Pty Ltd	40 Mount Stree, Level 16, North Sidney, Australia	オーストラリア法 オーストラリアのニューサウスウェールズ州の裁判所
米国政府、ならびに米国およびカナダの州/ 地方政府および医療企業への販売	McAfee Public Sector LLC	11911 Freedom Drive, Reston, VA 20190	カリフォルニア州法/ サンタクララ郡の州裁判所またはカリフォルニア州北部地区の連邦裁判所

サプライヤー資材とは、次の各号のいずれかに該当するすべての知的財産権のことをいいます。

- (a) 本サービスを提供する前にサプライヤーまたはそのサードパーティ ライセンサーが所有または使用許諾しているもの。
- (b) 本サービスの提供中にサプライヤーまたはその代理人が開発、取得、着想または実用化したもの。
- (c) 上記の (a) 号および (b) 号で言及している知的財産権の修正物、改良物および二次的著作物。

サプライヤーのプライバシー通知とは、<https://www.mcafee.com/au/about/legal/privacy.aspx> に掲載されているサプライヤーのプライバシー通知を指します。

サービス注文書または注文書とは、お客様がサプライヤーまたは認定パートナーのいずれか該当する方に発行する本サービスのための注文書のことをいいます。

個人データとは、識別された個人または識別可能な個人に直接または間接的に関連するあらゆる情報のことをいいます。

担当者とは、当事者の関連会社、許可された販売店、再委託先、従業員、または認定代理店のことをいいます。

本サービスとは、適用される **SOW** または注文書に記載されており、本契約に基づいてサプライヤーがお客様に提供する特定のタスク、任務、責務、成果物およびその他専門サービスのことをいいます。

作業範囲記述書または SOW とは、サプライヤーが提供する本サービス、当該本サービスに関する両当事者のそれぞれの義務、ならびにその他の関連する相互に合意した条件および従属関係が記載され、両当事者が随時合意する書面による作業指示のことをいいます。

対象領域とは、上記の表 1 で特定されているとおり、本サービスが提供される国または地域のことをいいます。

脅威データとは、マルウェア、脅威、実際に発生したまたは試行されたセキュリティイベントに関する個人やお客様を識別しない情報のことをいいます。これにはセキュリティ イベントの頻度、発生源、関連するコード、一般的な識別子、攻撃を受けた部分および地域が含まれますが、これらに限定されません。

- 本ページの後に添付書面 2 が続きます -

添付書面 2 - 研修サービスのための追加条件

1. 添付書面 2 に記載されている追加条件は、サプライヤーがお客様に提供するあらゆる研修サービスに適用されます。
2. サプライヤーは、研修コースの開始日より前に、研修サービスの請書をお客様に提供するものとします。お客様は、研修サービスに関するサプライヤーの請求日から 1 年以内に研修サービスのすべてのコースを予約しなければなりません。お客様がすべてのコースを予約しなかった場合、サプライヤーは、お客様が予約していない研修サービスの全部または一部を、サプライヤーの単独の裁量により取り消すことができます。お客様は、サプライヤーが書面により明示的に同意した場合を除き、研修サービス料金が返金不可能であり、クレジット付与および両替の対象にならないことに同意します。
3. **研修サービス料金:** サプライヤーが定める研修サービス料金には、サプライヤーの研修センターにおける指導者への報酬、研修システムの使用料、ならびに受講者用の合理的な軽食およびコース資料の費用が含まれています。サプライヤーは、関連する研修コースを受講するためにお客様またはお客様の受講者に生じた交通費および宿泊費を負担する責任を負いません。書面で別段の合意をしていない限り、サプライヤーはすべての研修サービスを英語で提供するものとします。
4. **支払:** お客様が研修サービスをサプライヤーから直接購入している場合、お客様は、サプライヤーが関連する研修コースの開始日の少なくとも 14 日前までに研修サービスの料金を受領することができるように、サプライヤーの請求書に従って、すべての研修サービス料金を支払わなければなりません。
5. **キャンセル:**
 - 5.1 **お客様によるキャンセル:** お客様は、料金の支払いを回避するためには、研修コースの開始日の 14 日前までに、予定されている研修サービスを書面でキャンセルしなければなりません。お客様は、研修コースの開始日の 14 日前以降にキャンセルをした場合、次の各号に定める金額のいずれかに相当する研修サービスのキャンセル料を支払うものとします。
 - (a) サプライヤーが研修コースの開始日の 7 日前から 14 日前までの間にお客様からキャンセル通知を受けた場合には、お客様がキャンセルした研修コースに関連する料金、費用および経費 (これらの請求費用を含みます) の 50% に相当する額。
 - (b) サプライヤーが研修コースの開始日の 7 日前より後にお客様からキャンセル通知を受けた場合には、お客様がキャンセルした研修コースに関連する料金、費用および経費 (これらの請求費用を含みます) の全額に相当する額。

5.2 サプライヤーによるキャンセル:

- (a) サプライヤーは、第 14.3 条に従って関連する研修サービスの料金を受領しなかった場合、責任および罰金を負担することなく、研修サービスをキャンセルすることができます。
- (b) サプライヤーは自己都合により、いつでも研修サービスをキャンセルすることができます。代替となる適切な研修コースをサプライヤーが提供することができない場合、お客様に対するサプライヤーの唯一の責任は、お客様が支払った研修サービス料金を返金することです。疑義を避けるために付言すると、サプライヤーは本号に基づくキャンセルに関連する交通費および宿泊費を負担する責任を負わないものとします。

5.3 交代および日程変更:

- (a) お客様は、お客様の裁量により、研修コースの受講者を、当該研修コースを受講するために必要なものと実質的に同等の資格を有する従業員に交代することができます。ただし、サプライヤーは、お客様の受講者が関連する研修コースの要件を満たしていないと判断した場合に、研修サービスを拒否する権利および研修サービスを制限する権利を留保します。お客様は、14 日前にサプライヤーに書面で通知することにより、サプライヤーが提供可能であることを条件として、研修コースの日程を変更することができます。
- (b) サプライヤーは、お客様に通知することにより、代理の指導者に指導させる権利、研修サービスの内容に軽微な変更を加える権利、および予定されている研修コースの実施日および実施場所を変更する権利を留保します。かかる変更により、お客様が受講できない場合、お客様は別の受講可能なコースを再予約することができます。サプライヤーは日程変更に関連してお客様に生じた費用を負担する責任を負わないものとします。
- (c) **行動:** サプライヤーの単独の判断により、お客様の受講者が道理をわきまえない行動をした場合、またはお客様の受講者を暴力的、虐待的もしくは迷惑であるとみなした場合、サプライヤーは研修サービスを拒否する権利、制限する権利およびキャンセルする権利を留保します。この場合、お客様は返金を受ける権利を有さないものとします。

- 5.4 **研修資料:** 研修サービスの一部としてサプライヤーが提供するすべての研修資料およびシステムは、明示、黙示、法律上、またはその他の保証のいずれであるかを問わず、いかなる種類の保証 (品質、信頼性、適時性、有益性、十分性および正確性を含みますが、これらに限定されません) も伴うことなく、「現状有姿」で受講者に提供されます。

- 添付書面 2 はここまで -

- 本契約はここまで -